長浜市立朝日小学校 校長

非常変災時等における措置について(お知らせ)

星祭の候 保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。 平素は、本校教育活動の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記のことについて、今年度も非常変災その他の緊急事態発生、または恐れのある場合は児童の安全を確保するため、下記のような措置をとりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- (1) 午前7時において「特別警報」「暴風警報」が発令中 の場合は「**におけれた」** となります。
- (2) 午前7時以前の段階であっても、当該時刻における上記の警報(以下警報等) の発令が必至と判断される場合は、市教育委員会と協議のうえ措置を決定しま すので、連絡があるまで待機してください。
- (3) 午前7時の直前に警報等が解除された場合は、臨時休業や始業時刻の繰下げ等の措置をとる場合がありますので、連絡があるまで待機してください。
- (4) 児童の登校後すなわち学校管理下において、警報等が発令された時、または発 令が必至と判断される場合は、授業を打ち切り集団下校等の必要な措置をとり、 字担当が付き添い早く下校させる場合があります。
- (5) その他(大雨、洪水、大雪等)の警報が発令された時は、「**臨時休校」**や「始 業時刻の繰り下げ」、もしくは「終業時刻の繰り上げ」等の措置をとる場合が あります。
- ※上記の措置をとる場合は、学校連絡メールにて連絡しますので、こまめにメールの確認をお願いします。
- ※テレビやインターネット等での情報収集につとめ、臨時休校時には、外出をしない ことなど、安全面でのご指導をよろしくお願いします。